

豊島区税制度調査検討会議報告にあたって

本日、豊島区税制度調査検討会議の池上岳彦会長より、「豊島区狭小住戸集合住宅税」に関する検討報告書をいただきました。

これは、昨年5月22日に、豊島区狭小住戸集合住宅税条例附則第3項に基づき、豊島区狭小住戸集合住宅税施行後における条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、同税がとるべき必要な措置について差し上げた諮問に対し、お答えをいただいたものであります。

豊島区が狭小な住宅に偏った住宅ストックバランスの是正を図るものとして創設した法定外普通税、「狭小住戸集合住宅税」は、当時、拡充されたばかりの課税自主権を行政課題の解決に利用しようと先鞭をつけたものでございます。全国で唯一の本税に対しましては、各方面から、いまだに強い関心が払われております。

報告書によりますと、本区において、本税の課税対象外となる狭小住戸が増大している現状があるものの、課税対象については、建築の抑制に一定程度効果を発揮しているとのことであります。

結論として「住宅施策の一環として、かつ課税自主権を発揮する独自の政策手段として、継続されるべきである。」との答申をいただきました。本税の在り方について真摯にご検討いただきまして、あらためて感謝を申し上げます。

頂戴いたしました報告につきましては、区の住宅施策に対する真摯なご指摘として厳粛に受け止め、現在改定作業中の住宅マスタープランを踏まえ、今後の住宅政策を展開してまいります。

平成31年1月22日

豊島区長 高野之夫